

日・シンガポール外交関係樹立60周年 ロゴマーク使用に関するガイドライン

2025年12月

1 ロゴマークの使用例

チラシ、パンフレット、ポスター、包装紙、書類ほか印刷物、ビデオ等の映像作品、テレビCM、インターネット上のコンテンツ、イベント会場の設置物（看板、垂れ幕等）等。

2 ロゴマーク：2種類



SINGAPORE - JAPAN
DIPLOMATIC RELATIONS
1966 - 2026



SINGAPORE - JAPAN
DIPLOMATIC RELATIONS
1966 - 2026

3 ロゴマーク：サイズ

- (1) 希望するサイズがデータの中にはない場合は、拡大・縮小しても差し支えありません。ただし、ロゴマークの縦横比は変えないで下さい。
- (2) 拡大・縮小に当たっては、ロゴマークに含まれる全ての文字部分が判読できるように表示して下さい。
- (3) サイズの変更（画素数の変更を含む）を行ったデータを再配布しないで下さい。

4 レイアウト

- (1) ロゴマークの範囲は、絵柄及び文字等のロゴマークを構成する一連の図柄を全て内包した最小の四角形の範囲とします。ただし、ロゴマークとそれ以外の部分には、両者が一体化したデザインと思われないよう、一定の間隔を空けて下さい。
- (2) ロゴマークの範囲に、他の文字やデザインが接したり、重なったりしないように配置して下さい。
- (3) ロゴマークの範囲の中にある各構成部分は、分解や再編集しないで下さい。

5 カラー

- (1) カラーは以下色指定に従って下さい。ロゴマークには背景の白色の部分を含みます。
絵柄部分（赤） C0 M100 Y100 K0
文字部分（グレー） C0 M0 Y0 K60
- (2) プリンタの機種により、色合いが異なる場合は、色指定の指示のとおりとなるよう調整して下さい。
- (3) モノクロ印刷とする場合は、オリジナルの色調バランスやデザインをできるだけ崩すことのないようにして下さい。

（注）以上の条件を満たしていても、使用に当たり訂正をお願いする場合があります。

6 ロゴマーク使用に伴う注意事項

- (1) ロゴマークを使用した制作物の使用期間は、ロゴマークの使用が認められてから事業の終了時までとします。
- (2) 事業主催者は記念事業以外の他事業や他の団体等へのロゴマークの転用及び再配布等の無断使用を禁止します。
- (3) 使用後のロゴマークのデータについては、事業主催者が責任をもって処分・消去を行って下さい。
- (4) 事業が中止される場合又は事業が申請当時の内容から変更になる場合は、直ちに「日本・シンガポール外交関係樹立60周年実行委員会」事務局にその旨連絡して下さい。
- (5) 事業の実施に関わる全ての責任は、事業の主催者が負うものであり、ロゴマークの付与によって日本・シンガポール外交関係樹立60周年実行委員会事務局、外務省及び在シンガポール日本大使館が何らかの責任を負うものではありません。
- (6) ロゴマーク付与条件に合致しないことが明らかになった場合、ロゴマークの無断使用等が明らかになった場合又は本ガイドラインに定める内容に沿わない場合は、ロゴマークの使用認定を取り消すことがあります。

7 お問い合わせ

日・シンガポール外交関係樹立60周年実行委員会事務局

(Email) [SJ60@sn.mofa.go.jp](mailto: SJ60@sn.mofa.go.jp)